

紀美野町第1回定例会会議録

平成30年3月6日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年3月6日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 1 号 紀美野町債権管理条例の制定について
- 第 2 議案第 2 号 紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
について
- 第 4 議案第 4 号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第 8 議案第 8 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第12 議案第12号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第13号 和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について
- 第14 議案第14号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第15 議案第15号 辺地総合整備計画の変更について
- 第16 議案第16号 紀美野町道路線の認定について
- 第17 議案第17号 監査委員の選任の同意について
- 第18 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第19 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第20 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第21 議案第21号 教育委員会教育長の任命の同意について

第 2 2 議案第 2 2 号 教育委員会委員の任命の同意について

第 2 3 議案第 2 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2 4 議案第 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2 5 議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2 6 議案第 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 2 7 選挙第 1 号 選挙管理委員の選挙について

第 2 8 選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について

○追加議事日程（第 2 号の追加 1）

第 1 発委第 1 号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

追加日程第 1

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	湯 上 章 夫 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	山 口 典 子 君

○欠席したもの

代表監査委員 向 江 信 夫 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	田 中 克 治 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 議案第1号 紀美野町債権管理条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第1号、紀美野町債権管理条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。ちょっと質疑させていただきます。

この条例案を見ますと、第13条、徴収の停止とか、14条は履行延期の特約と、15条、免除、16条、棄権、債権の放棄など減免の措置に関する規定も多いのが特徴です。

一つお伺いしたいのは、この中身というのは、今既に実施されている内容だと思うんですが、今実施していることを条例化する目的は何なのか、お聞かせください。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

これは、地方自治法の施行令でも規定されておりますものをここに明記しておるところなんです。停止であるとか、特約とか、免除とか。それを条例で規定するというのはどうしてかという御質問だったかと思うんですけど、町の債権の管理は町長が管理するという意思表示でありますとともに、それによってさらに債権の回収等、これを適正化、また効率化を図って、公正に財政運営をすることを目的としてこの条例を制定しており

ます。この条例によって、今度、債権等を回収することにする際には、やはり条例というこの後ろ盾といいですか、そういうものを町民に知らせる一つの根拠にもなりますので、そのために条例で明らかにしておきたいというのが本心でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 実施するのに根拠となる条例ということを明らかにしておかなければならないということだと思います。

この条例制定によって、今までと具体的に変わる点があるのかどうか。その点について答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君

○総務課長（細峪康則君） 現在行っているいろんな条例がございます。それにほとんどその条例によって行っておるものでありまして、特段、大きな変化というのはございません。今後、この条例を可決していただいた末には、またこの規則で幾つか定めないといけないものもあろうかと思うんですが、いろんな管理マニュアル等も含めて、より精度の高いものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） おはようございます。

今の課長さんの答弁で、別段変わったことはないというふうなことであったんですけども、ということは変わることもあると、そういうふうなことになるのか。その辺を確認しておきたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

この条例の中で、相当の期間であるとか、期間を、相当の期間とかという言葉であらわしている部分があろうかと思うんですけど、こういうところはやはり相当の期間とい

うのを何年間かとか、何日かとか、そういう部分を規則で規定していきたいと考えてますので、現在と変わる可能性もあるということで私申し上げたんで、その期間を何日間にするというのはまた今後のことでございますんで、御了解をいただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、そういうふうな数字の上が規定されてくるかわからないけれども、運用について、徴収内容が変わると、そういうことではないというふうに受けとめてよろしいんですね。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号 紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第2号、紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について議題いたします。

これから質疑を行います

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) これは許可権限が県から町に移譲されたことによる基準等を定める条例ですが、居宅介護支援事業所が対象なんですけども、町内に開設されてる居宅介護支援事業所というのは、現在、幾つあるのか、その点だけお聞かせください。

以上です。

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

町内では6カ所でございます。

以上です。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号 紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長 (美野勝男君) 日程第3、議案第3号、紀美野町公平委員会の廃止に伴う

関係条例の整備に関する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第4、議案第4号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この条例というのは、砂の採取に関するというふうに説明書に書いてあるわけですが、このようなことについては、あえてと言ったらいんですか、今までこういうふうな採取をする事業者もなかったと思いますけれども、これあえて条例化するというこの意味について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは私のほうから、美濃良和議員の御質疑にお答

えさせていただきたいと思います。

この案件に関しましては、平成22年の権限移譲によりまして、県から町村へ移譲されたものでございます。議員おっしゃるとおり、当町では該当する案件等々は現在も発生してございません。それと、手数料条例が一部改正する、政令の概要といたしましては、3年に一度、物価の変動を見ながら改正を行うということになってございますので、機械的といえば、機械的に通達等があって、見直しが行われるときに直させていただけるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) そうすると、具体的に採取事業者を、この町に、何というんですか、事業を起こすというふうなこと、あるいは町がそのようなことについて、実際よく聞くのが、28年の水害以降川の状況が変わったと、そういうふうな声もあると思うんですけれども、そういうふうなことに對して、何らかのお考えがあつてのことではないんですね。

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

○建設課長(井村本彦君) 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

そういうことではございません。当町ではこの採取に該当する河川等々は恐らくないであろうと思つてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第4号に對し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第5、議案第5号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 1点だけお聞かせください。

町内にこの対象となる、この条例の対象となる事業者というのは、どの程度あるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

現在のところ、対象事業者はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第6号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 1点だけこれもお伺いします。

調理実習室を今まで貸し出していなかった、有料で貸し出していなかった理由はなぜなのかお聞かせください。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

有料で貸し出しを行っていなかったという理由なんですけども、福祉とか保険に関すると、社協の給食宅配事業というのがありまして、それで結構場所もとってありました。団体等についても貸し出しはしてたんですけども、やはり利用の率を見ると3分の1程度でしたんで、今回拡大して、幅広く住民の方に利用していただきたく調定させていただいたところです。

以上です。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第7号、紀美野町後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) これも1点だけです。

具体的に圏域を超えて入院治療を受けている被保険者というのはかなり多いんでしょ
うか。どの程度あるのか。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) ただいまの田代議員の御質疑にお答えいたします。

いわゆる圏域を超えてそういう施設に入所されている方がいるのかという御質疑であ
ったかと思います。現在のところ対象者はございません。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第8、議案第8号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第9、議案第9号、紀美野町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 今回の税条例の改正というのは、資産割を下げて、所得割をちょっと上げるという改定ですが、資産割が100分の45から100分の40に、いわゆる5%減額される世帯というのは、被保険者の中でどの程度あるのか、お願いします。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは田代議員の御質疑にお答えいたします。

資産割が45%から40%になるという場合の対象の世帯数でございます。資産割が減額される世帯につきましては、29年の12月末時点の所得水準と被保険者数の情報をもとに試算をしてございます。世帯については899世帯、金額にして357万8,134円が減額されるものと考えてございます。これは、申しわけございません、後期の分と介護の分も含めての数字でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第10、議案第10号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 介護保険料が下がるという、まことに結構なことなんですが、今までずっと上げ続けてきた介護保険料を、少しでも引き下げることができた要因というのはどういうことなのかお聞かせください。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

今回、わずかではございますが、介護保険料を下げることができた要因といたしまして、やはり介護予防の効果がここにきて出てきたのではないかと1点目は思っております。あと、サロンなど生きがい活動についても効果が出てきているのではないかと考えております。そのようなことから、介護認定者が減少してきているという状況にもあります。

また、前回、29年度までの財政安定化基金の償還金というのもゼロになっておりまして、また給付につきましてもやや残るような状況にありまして、それも借金を返済することも要らなくなったということと、次期へも借金をすることが要らないということで、その分も大きな減額の要因になっていると思います。

以上です。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今、課長さんの答弁いただきまして、努力をされてきた

んだなというふうに思うんですけども、総合のほうとの関係で、要支援がそういうふうに外されてきてると、そしてチェックリストですか、ああいう制度に変わってきて、今までサービスを受けられていた方が受けられなくなってきたというふうな状況もあるかというふうに思うんです。そういうふうな点については、また認定を受けるにしても、全体によく聞くのが下がったと。そういうふうによく聞くんですけども、その辺についてのかかわりはないのかどうかお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

総合事業に関することの御質疑だったかと思います。ただ、認定が下がったということで、適正な認定の審査をしております、状態が改善されたということがあったかと思えます。それで、一律にこう下げるような方向に動いてるということは全くございません。

また、総合事業に変わって、受けられていたサービスが受けられなくなってきたということでございますが、その方の状態に応じた形で、役場の職員など、ケアマネジャーも含んでなんですけども、その辺で相談、必ず保健師等が入って会議を行いまして、必要なサービスについては提供させていただいておと思っています。

以上です。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） チェックリストに、認定の申請ですね、その段階でチェックリストに回ってるということについての、何ていうんですか、サービスが受けられなくなってきたというふうな、そういうことはないですか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

チェックリストに回ってサービスが受けられないということは、要支援だった方が事業の対象者、チェックリストだけの対象者になったということで御理解させていただいてよろしいでしょうか。

その対象によりまして、要支援の方であったものがそのチェックリストによる事業対

象者となった場合に、全く同じような内容ではサービスというのは受けられないということになってきます。その点でいいますと、同じものが受けられないと言われることはあるのかもしれませんが、その方に応じた、介護の認定とか状態に応じたサービスというのが本来であるかと考えておりますので、それによるサービスの変更はあり得ることはあるかと思います。ただ、本当に本人さんの状態をまず中心と考えておりまして、必要に応じて、それでは無理な場合はいろんなほかの施策などでも検討するというところで、行政のほうも入っておりますので、そういう場合は申し出ていただいて相談ということもあるかもしれませんが、とにかく本人さんの状態に応じたサービスというのは基本になってると考えております。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そのチェックリストの問題なんですけれども、介護認定を受けたいと、受けなきゃならないわけなんですけれども、その場合にどうしてもこのチェックリストのほうが優先されてくるというふうな、その利用される方が申請に来たときに、その申請方法が今までの従来の申請というよりもチェックリストのほうに進めていくようなことはないのかどうか、その辺は大丈夫なのか、確認しときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

申請の方法が従来よりも簡便な形で進められていかないかということの御質疑だったかと思うんですけども、窓口で来ていただいた場合には十分状況とかをお伺いして、必要に応じて、訪問によって先にはチェックリストでいけるかなと思っていた場合でも必要に応じて、やっぱり介護が必要であるとか、その方の状態に応じた形の受け付けということをさせていただいてます。だから、チェックリストで、その方の状態にも応じてかと思うんですけども、その簡便な方向に持っていくということは特にやっておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第１０号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決しました。

◎日程第１１ 議案第１１号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１１、議案第１１号、紀美野町消防団員等公務災害
補償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 消防団員について、今まで何ていうんですか、いろんな保障とか、いろんな点で下がるというふうなことはないということできてると思うんですけれども、今回についても２１７円から３００円に、５条で言われてるところの金額です。それについて、その辺のところを確認しときたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正の具体的な内容ということでお答えをさせていただいたらいいかというふうに考えております。

今回この改正は、一般職の扶養手当の額の変更に伴う措置でありまして、配偶者の分を減らして、子供に係る部分を一応上げるという改正に伴うものでございます。その関係で、配偶者分に関しては、議員おっしゃるように確かに減額という形になるのですが、逆に子供さんの分に関しては増額というふうな形になるという、そういう改正でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういうことで、配偶者とそれから子供を、差し引きと
いったらおかしいんですけど、その辺のところで結局変わりがないというふうな理解で
よろしいんですか。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 再質疑に御答弁させていただきます。

具体的に、消防団員さんのこういった実情というのは、これはちょっと把握しかねる
部分がありますので、変わりがないかどうかという点に関してはわかりませんが、ふえ
る部分もあるし、減額する部分もあるということで御理解を賜りたいというふうに思い
ます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第12号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第12号、紀美野町火災予防条例の一部
を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決しました。

◎日程第１３　議案第１３号　和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について

○議長（美野勝男君）　日程第１３、議案第１３号和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第14号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第14、議案第14号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 上ノ城トンネルについてLED化すると、そういうことで明るくなって、事故も減少してくると、ほとんどないと思いますが、そういうことでは非常にいいんですけれども、トンネルというのはまだまだたくさんあって、特に上ノ城以外のとか、また町道にある津川の三本松ですか、とかそういうトンネルが非常に暗いんです。この計画というのは今後進めていかれるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

平成30年度については、美濃議員おっしゃるとおり、上ノ城トンネルのLED化ということで予算計上もさせていただいております。おっしゃるとおり、美里トンネルであったり、雨山トンネルであったり、三本松トンネルであったりというところで、こちらのほうのトンネルに関しましても随時、できるだけ計画を立ててLED化を進めていきたいというふうに考えておりますので、今後、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 37ページの土砂災害ハザードマップ作成委託事業ということで説明がありました。この変更理由についても下に書いておりますけれども、具体

的にどういう形のハザードマップをつくられるのか、説明を願いたいと思います。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

土砂災害ハザードマップ作成委託事業ということで、30年度の当初予算にも1,000万円弱の予算を計上させていただいております。現時点では町内、当然100%というものではございませんが、100%を待っていればいつになるか、また数年先、また何年後先かになりますので、とりあえず、現時点で指定されているところを地図に落として、そしてその地域ごとに住民の方にお配りすると。そして、いろんなところが危険箇所になっているんだという、そういう住民の周知のために作成し、配布しようと考えております。今回はその第一弾ということでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 10番、小椋孝一君。

○10番(小椋孝一君) ただいま総務課長のほうから、地区ごとという話があったと思うんですけど、地区別にハザードマップを、別々な形の中でつくって、地区に配布、地区の住民全てに配布されるという。実は、稲むらの火の中に、県が防災マップの、ボタンを押したら大体この辺災害地に入ってるということを一度見たことあるんですけども、ほとんど紀美野町が災害のマップの中に入っておるような現状の中で、この話の中では、例えば、下佐々、動木、国吉、毛原と地区ごとにこの土砂災害のマップをつくるという解釈でよろしいんですか。

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

○総務課長(細峪康則君) 小椋議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、その大きな地区に関しては、ひょっとしたらもう少し、小さくくりよりももう少し小さい地区といいますか、やはり見やすいマップにしないと、余り大きな区域を想定するとどうしてもラインとかがぼやけるというか、はっきりわからない部分がありますので、できるだけわかりやすくして配布したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第15号 辺地総合整備計画の変更について

○議長(美野勝男君) 日程第15、議案第15号、辺地総合整備計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この41ページ、ここで町道東福井牧場線ということで、今、懸案事項になってる生石山への道路ということで、なかなか県道が進まないというふうな状況の中で、町長も以前からこの町道の整備を進めていかないといけない、そういうふうな答弁もいただいてるんですがございますけれども、これで1億2,400万あまし。30年から34年と。もちろんこの、何だけではなく、この記載とかだけではない計画なんでしょうけれども、これで上まで、この金額というんですか、とりあえず計画というのが進んでいけるんかどうか、その辺のところお聞きしておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答

えしたいと思います。

町道東福井牧場線についてでございますが、現在も工事はさせていただいてございます。ただし、県道の野上清水線については、ご存じのとおり工事を行うのに全面通行止めをしておる関係上、町道東福井牧場線は迂回路となっております。それに従いまして、現在、通行どめの必要がないような工事の中で最適な工事ということで、約3メートル、もしくは3メートル弱の幅員を5メートルにということで側溝改修を上までさせていただいておるところでございます。これは非常に喜んでいただいている方もいらっしゃるかなと思ってるわけで、普通車同士であれば十分に対向するというところでございます。

こちらのほうに予算計上させていただいてる分は、その側溝改修をした中で、またのり面等々も改良していかなあかん箇所もございます。それと、道路の札立側から一部おりてきたあたりも用地買収が済んでる箇所もございます。その改良工事も実際はやりたいんですが、これは通行止めをかけないとできないということになってございますので、県の進捗を見ながら予算を置いていただいて進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） なかなかこの県道のほうが簡単にいかないというふうな状況の中で、以前から町長もこの坂本のほうの町道のほうも進めていくということだったんですけども、今もなかなかバイパスが求めにくいということの中で工事についても難しいと。それからもう1点、地すべり等であの辺は、何ていうんですか滑ってるというふうに言われますけど、だんだん下がってきてますよね。その辺のところの部分で、財政的にこの金額でいけるんかどうか、その辺についてはどうであるのかお聞きしときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

一応、先ほど私申し上げましたとおり、現在のところ東福井牧場線については、よく県道なんかで言われておりました1.5車線というのを考えてございます。1.5車線でいくのであれば、ほぼこの予算で幅員確保はできるかなということでございますが、ただあと、その危険な箇所等々は調査してみないとわからない箇所もございますので、そ

のときはまた、予算的に計上させていただくということで御理解を賜りたいと思っておりますので、以上よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第１５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決しました。

◎日程第１６ 議案第１６号 紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男君） 日程第１６、議案第１６号、紀美野町道路線の認定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 議案第17号 監査委員の選任の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第17、議案第17号、監査委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第17号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第17号、監査委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(美野勝男君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、監査委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第18 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第18、議案第18号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第18号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第１８号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第１８号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１９ 議案第１９号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第１９、議案第１９号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第１９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第１９号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第１９号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意すること

に決定しました。

◎日程第２０ 議案第２０号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第２０、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第２１ 議案第２１号 教育委員会教育長の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第２１、議案第２１号、教育委員会教育長の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２１号、教育委員会教育長の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第２１号、教育委員会教育長の任命の件は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 ９時５８分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前１０時０２分）

◎日程第２２ 議案第２２号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第２２、議案第２２号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２２号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第２２号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

◎日程第２３ 議案第２３号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第２３、議案第２３号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２３号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第２３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任とすることに決定しました。

◎日程第２４ 議案第２４号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第２４、議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（美野勝男君）　起立全員です。

したがって、議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任とすることに決定しました。

◎日程第２５　議案第２５号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君）　日程第２５、議案第２５号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２５号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第２５号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任とすることに決定しました。

◎日程第26 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第26、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（美野勝男君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任とすることに決定しました。

◎日程第27 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（美野勝男君） 日程第27、選挙第1号、選挙管理委員の選挙を行います。

本件については、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において選挙することとされ、平成30年3月16日をもって任期満了となる旨、選挙管理委員会から通

知を受けております。

については、その選挙方法についてお諮りします。

選挙方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、吉田元重君、生年月日、昭和18年12月13日、住所、紀美野町小畑222番地13、岡 省三君、生年月日、昭和25年3月31日、住所、紀美野町安井171番地1、中西 望君、生年月日、昭和22年11月24日、住所、紀美野町大角548番地、潰崎峰和君、生年月日、昭和25年2月13日、住所、紀美野町松瀬271番地、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉田元重君、岡 省三君、中西 望君、潰崎峰和君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◎日程第28 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（美野勝男君） 日程第28、選挙第2号、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件について、地方自治法第182条第2項の規定により、議会において選挙するこ

ととされ、平成３０年３月１６日をもって任期満了となる旨、選挙管理委員会から通知を受けております。

ついては、その選挙方法についてお諮りします。

選挙方法につきまして、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、下垣内知広君、生年月日、昭和３２年５月６日、住所、紀美野町三尾川３２６番地、西山修平君、生年月日、昭和２６年８月５日、住所、紀美野町小畑８３４番地３０、寺中茂夫君、生年月日、昭和１１年２月３日、住所、紀美野町動木２５５番地１、中谷昌史君、生年月日、昭和３０年１２月１４日、住所、紀美野町田５７番地３、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下垣内知広君、西山修平君、寺中茂夫君、中谷昌史君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

お諮りします。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時12分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時14分)

○議長(美野勝男君) ただいま議会運営委員会伊都委員長から、発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第1号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 追加日程第1、発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者、議会運営委員長、伊都堅仁君、説明を願います。

(議会運営委員会委員長 伊都堅仁君 登壇)

○議会運営委員会委員長(伊都堅仁君) それでは、説明させていただきます。

発委第1号、平成30年3月6日、紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者、紀美野町議会運営委員会委員長、伊都堅仁。

紀美野町議会委員会の条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由。

平成30年3月31日をもって、紀美野町公平委員会を廃止し、同年4月1日から事務を和歌山県に委託するためであります。

次のページをお願いします。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第19条中「、公平委員会の委員長」を削る。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上です。

(議会運営委員会委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから発委第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(美野勝男君) 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(美野勝男君) 本日は、これで散会します。

(午前10時18分)